平成２７年（フ）第６５号
兵庫県赤穂市折方451番地
債務者　田口　早雄
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第６６号
兵庫県赤穂市折方451番地
債務者　田口　廣子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１６７号
兵庫県高砂市荒井町小松原１丁目７番４号、従前の住所兵庫県高砂市荒井町小松原１丁目７番９号
債務者　赤尾　泰斗
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第９号
鳥取県東伯郡三朝町大字西尾469番地
債務者　馬野　純子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第２９０号
広島県安芸郡熊野町中溝６丁目２番19号
債務者　近藤　康裕
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４２号
広島市西区草津梅が台10番１号　医療法人社団更生会草津病院内、住民票上の住所広島市西区井口明神３丁目３番２―201号
債務者　髙原　範子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１号
山口県萩市大字川島212番地２
債務者　永安美佐緒
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第３３号
佐賀県伊万里市立花町1240番地１、前住所佐賀県神埼市千代田町餘江596番地１　レーヴ千代田202
債務者　江頭　洵哉
1　決定年月日時　平成27年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第３９号
北海道苫小牧市花園町３丁目３番13号　ハイツまるいＮＯ134―201号
債務者　田宮　庄吾
1　決定年月日時　平成27年６月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第４０号
茨城県守谷市立沢644番地の３
債務者　海老原延之
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第５９号
茨城県牛久市上柏田４丁目27番地２
債務者　関　　哲弥
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第６３号
茨城県守谷市美園３丁目３番地12、前住所埼玉県ふじみ野市福岡中央２丁目12番23号パールハイム201号
債務者　赤坂　優里
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
茨城県稲敷市伊崎818番地２
債務者　石井多見子
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
滋賀県長浜市千草町12番地９
債務者　松村真梨奈
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第３号
沖縄県石垣市字大川1536番地72、住民票上の住所沖縄県石垣市字新川2357番地196　海邦ハイツ101号
債務者　國仲　俊光
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２７年（フ）第４号
沖縄県石垣市字大川1536番地72、住民票上の住所沖縄県石垣市字新川2357番地196　海邦ハイツ101号
債務者　國仲　清美
1　決定年月日時　平成27年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２７年（フ）第４９号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久1421番地２　古賀アパート203号
債務者　本山　生代
1　決定年月日時　平成27年５月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月30日まで
佐賀地方裁判所武雄支部